

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成 29 事業年度主務大臣評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	主務大臣による平成 29 年度に係る業務の実績に関する評価結果において、役員解任等につながる評価はなかったことを踏まえ、役員解任等は行わなかった。
----------	---

2. 役員報酬への反映について

役員報酬への反映	常勤役員の俸給の月額や期末特別手当の額について、常勤役員の業績を考慮して、理事長が必要と認めるときは増減することとしているが、平成 30 年度においては、業績反映による役員報酬の増減は行わなかった。
----------	---

3. 法人の運営、予算への反映について

(1) 全体

評価項目	主な指摘事項*1	平成 30 及び令和元年度の運営、予算への反映状況
全体	<p>評定：B</p> <p><主務大臣からの指摘></p> <p>①平成 30 年度は中長期計画期間の中間年に当たることから、中長期目標達成見込みに照らして研究マネジメント及び各種業務運営の重点的な点検を求める。特に、これまでの法人統合や今後の組織・業務再編の効果を最大限に発揮させるために、課題間・セグメント間の連携強化や研究資源の重点化等、一層効果的な研究開発マネジメントが必要である。②また、今後の重要課題である ICT・スマート農業技術や平成 31 年度に本格稼働を目指すデータ連携基盤の構築に向けては、こうしたマネジメントに加えて、広く異分野の研究機関や民間企業との連携を進める必要がある。③さらに、産学連携コーディネーターや農業技術コミュニケーターの体制・機能強化により研究成果が社会実装に至る道筋を明確化するとともに、④知的財産の活用や保護に関して一層の戦略的マネジメントを求める。</p>	<p><平成 30 年度></p> <p>①平成 30 年度の自己評価では、研究マネジメント等、重要事項について重点的な点検を行った。研究開発においては、中長期目標達成に向けた進捗管理を行うため、全中課題のロードマップを改訂し、開発技術の目標スペック及び実用化時期等を明確化した。その際、農業情報研究センター（以下農情研）、産学連携室（平成 31 年 4 月より事業開発室に名称変更）、知的財産部、広報部等の平成 30 年度 10 月に体制強化した部署との連携体制も明確化した。また、ドローン活用等、農研機構全体の共通課題をセグメントを跨いで実施する「横串プロジェクト」の仕組みを整備し、課題間・セグメント間の連携を強化した。更に、組織を挙げて重点的に取り組むプロジェクトとして、スマート農業実証プロジェクト（スマート農業技術の開発・実証プロジェクト及びスマート農業加速化実証プロジェクトの総称として使用）及び九州沖縄経済圏スマートフードチェーン（以下九沖 SFC）研究会を定めた。</p> <p>②ICT・スマート農業技術、データ連携基盤については、10 月に新設した農情研に民間企業や産総研、大学から専門家を招聘して農業 AI 研究の実施及び農業データ連携基盤（以下 WAGRI）の本格</p>

		<p>運用に向けての体制を構築した。また、スマート農業実証プロジェクトにおいて、異分野の研究機関や民間企業と共同で実証を行うための体制を整えた。</p> <p>③研究成果の社会実装については、10月に理事長直下に新設した産学連携室を司令塔として道筋の明確化を図った。農業界の隅々まで研究成果を普及し、大学や地方公共団体とともに地域創生のロールモデルを構築するため、産学連携コーディネーターや農業技術コミュニケーターの活動を強化するとともに、個々の活動を統括する地域ハブコーディネーターを配置し、それぞれの取組を全国展開する体制を構築した。また、インパクトのある研究成果をコアにビジネスモデルを構築し、産業界と連携して社会実装を推進するため、ビジネスコーディネーター制度を構築した。</p> <p>④知的財産については、マネジメントの戦略策定や国際標準化への取組を強化するため「知的財産部」を新設し、知的財産戦略室、国際標準化推進室を設置して体制を整えた。</p> <p><令和元年度></p> <p>①戦略的研究マネジメント及び各種業務運営をより効果的・効率的に行うため、企画調整部を改組し、資源配分の最適化や研究課題の戦略的推進を行う体制を構築するとともに、国内外の技術・政策動向を収集・分析し、長期的な研究戦略を策定する部署を創設する。</p> <p>また、農情研の機能拡張、平成30年度に体制を構築した「横串プロジェクト」の活用等により課題の推進を加速する。更に九州SFC研究会では農畜産物の産業競争力強化や輸出促進に向けたインパクトのある共同研究を開始し、研究資源を重点配分して早期の成果創出を目指す。</p> <p>②WAGRIについては、農研機構が運営主体となる形で本格運用を開始し、サービスの拡充により有料会員獲得に努める。</p> <p>スマート農業実証プロジェクトにおいては、異分野の研究機関や民間企業と連携しながら農家の収益向上、スマート農機の実用化につながる実証を推進する。</p>
--	--	--

	<p><国立研究開発法人審議会からの指摘></p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに構築した国際研究機関との MOU や国際共同研究等を活かしつつ、国際水準の研究成果創出を促す研究マネジメントを期待する。【1-4 世界を視野に入れた研究推進の強化】 ・一連の技術についての知財戦略（特許群の構築や、品種と栽培技術等との知財ミックスなど）や、一連の事業についての知財戦略（必須特許や、オープン・クローズ戦略など）、及び産学官連携を通じ、研究成果の社会実装に向けた戦略的な知的財産マネジメントを期待する。また、品種や技術の海外流出防止等、知的財産の的確な保護を引き続き求める。【1-5 知的財産マネジメントの戦略的推進】 ・生産現場の生産性向上に向けては、育種研究と栽培・機械化研究の連携が重要であることから、課題間・セグメント間の連携を促すマネジメント強化を期待する。 <p>【1-9 (1) 生産現場の強化・経営力の強化】</p>	<p>③研究成果の社会実装については、地域農業研究センターの体制を強化するとともに農業技術コミュニケーター、産学連携コーディネーターと開発リーダーが研究推進担当理事やPDの下で一丸となって重点普及成果の普及に取り組む。また、産業界と連携した社会実装を進めるため、全国のビジネスコーディネーターを統括する統括ビジネスコーディネーターを配置する。ビジネスコーディネーター・産学連携コーディネーター・農業技術コミュニケーター相互の連携を強化し、三位一体となった効果的な活動を強化する。</p> <p>④知財マネジメントについては、知財戦略に基づいた研究の企画・立案をサポートする体制を構築する。また、重要品種の効果的な侵害対応を目指した早期の海外出願、育成品種・系統の海外流出防止を定めた利用許諾契約や共同研究契約の締結を進めるとともに、対象品目・品種を拡大して逆輸入阻止のための DNA 鑑定技術開発を進める。</p> <p>審議会からの意見への対応は、各中項目に記載。</p>
--	---	---

*1：主務大臣からの指摘は平成 29 年に係る業務の実績に関する評価書の〈項目別評価の主な課題、改善事項等〉を、国立研究開発法人審議会からの指摘は、〈研究開発に関する審議会の主な意見〉を示す。

(2) I 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

評価項目	主な指摘事項*1	平成 30 及び令和元年度の運営、予算への反映状況
1 ニーズに直結した研究の推進と PDCA サイクルの強化	<p>評価：B</p> <p>〈主務大臣からの指摘〉 引き続き、農業や食品産業等の現場・政策ニーズを起点としたバックキャストアプローチによる研究推進の強化と法人全体を俯瞰した的確な資源配分を求める。</p>	<p>〈平成 30 年度〉 第 5 期科学技術基本計画等の政策ニーズからバックキャストで全中課題のロードマップを改訂し、開発技術の目標スペック及び実用化時期等を明確化した。また、アドバイザリーボードや現地検討会等で現場のニーズを収集し、整理した上で課題化の検討を行った。 法人を俯瞰した予算配分を行うため、予算委員会を設置して次年度の予算配分方針を見直した。</p> <p>〈令和元年度〉 現場・行政ニーズ等の社会情勢の変化に対応して、ロードマップをフレキシブルに見直す。また、予算委員会での的確な予算配分を検討するとともに、重点分野への資源配分を強化する。</p>
2 異分野融合・産学官連携によるイノベーション創出	<p>評価：A</p> <p>〈主務大臣からの指摘〉 日本農業法人協会を始めとする産学官連携活動の一層の推進により、社会実装に結びつく研究成果の創出と技術移転を期待する。また、異分野融合を強化し、スマート農業やデータ連携基盤構築の加速化を求める。</p>	<p>〈平成 30 年度〉 平成 30 年 10 月に理事長直下に産学連携室（平成 31 年 4 月に事業開発室に名称変更）を新設し、産学官連携の司令塔機能を強化した。また、農業界の隅々まで研究成果を普及し、大学や地方公共団体とともに地域創生のロールモデルを構築するため、産学連携コーディネーターや農業技術コミュニケーターの活動を強化するとともに、個々の活動を統括する地域ハブコーディネーターを配置し、それぞれの取組を全国展開する体制を構築した。更に、インパクトのある研究成果をコアにビジネスモデルを構築し、産業界と連携して社会実装を推進するため、ビジネスコーディネーター制度を構築した。 日本農業法人協会、日本経済団体連合会、先端農業連携機構と</p>

		<p>共にフォーラムを開催し、日本農業の新たな可能性について討議した。</p> <p>10月に農業情報研究センター（以下農情研）を新設し、民間企業や産総研、大学から専門家を招聘して農業AI研究実施及び農業データ連携基盤（以下WAGRI）の本格運用に向けての体制を構築した。</p> <p><令和元年度></p> <p>産業界と連携して社会実装を進めるため、全国のビジネスコーディネーターを統括する統括ビジネスコーディネーターを配置する。</p> <p>WAGRIについては、農研機構が運営主体となる形で本格運用を開始し、サービスの拡充により有料会員獲得に努める。また、農情研における農業AI研究を加速化するためチーム制を導入するとともに、新たに農情研にデータ戦略推進室を設置し、農研機構や各都道府県に蓄積されたデータの収集と研究データのオープン・クローズ戦略の策定を加速する。</p>
<p>3 地域農業研究のハブ機能の強化</p>	<p>評定：A</p> <p><主務大臣からの指摘></p> <p>ハブ機能の強化は、現場ニーズに応じた研究開発や当該研究成果の社会実装などを推進する上で極めて重要であることから、今後ともより一層の取組を求める。</p>	<p><平成30年度></p> <p>平成30年10月に理事長直下に産学連携室（平成31年4月に事業開発室に名称変更）を新設し、産学官連携の司令塔機能を強化した。また、農業界の隅々まで研究成果を普及し、大学や地方公共団体とともに地域創生のロールモデルを構築するため、産学連携コーディネーターや農業技術コミュニケーターの活動を強化するとともに、個々の活動を統括する地域ハブコーディネーターを配置し、それぞれの取組を全国展開する体制を構築した。</p> <p><令和元年度></p> <p>事業開発室の司令塔機能の下に地域農業研究センターの体制を強化するとともに農業技術コミュニケーター、産学連携コーディネーターと開発リーダーが研究推進担当理事やPDの下で一丸となって重点普及成果の普及に取り組む。普及に係る出口戦略を</p>

	<p><国立研究開発法人審議会からの指摘> 引き続き地域ハブ機能の強化に取り組みながら、さらに研究成果を社会実装に結びつけるために、バリューチェーンを見据えた研究開発や産学官連携の推進を期待する。</p>	<p>明確にし、ビジネスコーディネーター・産学連携コーディネーター・農業技術コミュニケーター相互の連携を強化し、三位一体となった効果的な活動を強化する。地域農業センターを基軸として、47都道府県の農業関連試験研究場所長との連携を推進する。</p> <p><平成30年度> 産学官の連携によってスマートフードチェーンの事業化につながる研究開発を推進し、産業競争力の強化と輸出促進につなげるとともに地方創生に貢献するため、九州沖縄経済圏スマートフードチェーン（以下九沖SFC）研究会を創設し、全国展開のモデルケースとして活用する基盤を形成した。</p> <p><令和元年度> 九沖SFC研究会を通じたインパクトのある共同研究を開始し、少なくとも3つのテーマで具体的な出口戦略の下に研究資源を重点配分して早期の成果創出を目指す。地域農業研究センターを基軸としてスマートフードチェーン構築の全国展開を図るための活動を開始する。</p>
<p>4 世界を視野に入れた研究推進の強化</p>	<p>評定：A <主務大臣からの指摘> 構築した国際的研究ネットワークを活かしながら研究セグメントとの情報共有体制を整えるとともに、国際的な研究活動の活性化に向けたマネジメント強化および研究資源の効率的配分を図ることで、着実なアウトカム創出に結びつけることを期待する。</p> <p><国立研究開発法人審議会からの指摘> これまでに構築した国際研究機関とのMOUや国際共同研究等を活かしつつ、国際水準の研究成果創出を促す研究マネジメントを期待する。</p>	<p><平成30年度> オランダワゲニンゲン大学研究センター（以下WUR）に派遣した連絡研究員を通じて欧州とのネットワークを構築した。また、アジアへの農畜産物輸出促進を見据え、タイ科学技術研究所とMOUを締結するとともに現地情報収集及び国際共同研究を開始する体制を構築した。更に、これらのネットワークを活用して共同研究の検討を開始した。</p> <p>本部国際室を国際課として体制を強化するとともに、知的財産部に設置した国際標準課室との連携体制を作った。また、平成29年度に新設した国際共同研究スタートアップ制度の予算を拡充し、研究課題数を増加することにより、国際水準の研究成果創出を促した。更に、共同研究の円滑な実施のために、知財保護の</p>

		<p>ための事務手続きを整備した。</p> <p><令和元年度> グローバル戦略強化のため、欧州拠点の強化、米国拠点とアジア拠点の構築を推進し、WUR やフランス国立農業研究所（以下INRA）等のネットワークにより収集した最先端の農業技術情報等を活用して、新たな共同研究課題につなげる。</p>
<p>5 知的財産マネジメントの戦略的推進</p>	<p>評定：A <主務大臣からの指摘> 知的財産に関する基本方針の職員への周知、知的財産部門の体制の充実を図るためのマネージャーの増員、品種の海外流出防止対策強化がなされているが、今後も戦略的な知的財産マネジメントの強化が必要である。</p> <p><国立研究開発法人審議会からの指摘> 一連の技術についての知財戦略（特許群の構築や、品種と栽培技術等との知財ミックスなど）や、一連の事業についての知財戦略（必須特許や、オープン・クローズ戦略など）、及び産学官連携を通じ、研究成果の社会実装に向けた戦略的な知的財産マネジメントを期待する。また、品種や技術の海外流出防止等、知的財産の的確な保護を引き続き求める。</p>	<p><平成30年度> 知的財産マネジメントの戦略策定や国際標準化への取組を強化するため「知的財産部」を新設し、知的財産戦略室、国際標準化推進室を設置して体制を整えた。 また、職員への研修やフォローアップによる特許の掘り起こしを実施するとともに、国際標準化について、海外情勢の調査や機構内の状況把握を行った。 さらに、農林水産省の支援制度を利用して品種の海外流出防止対策を進め、海外における知的財産権の保護について、一層の取り組みを推進した。</p> <p><令和元年度> 平成30年10月に設置した知的財産戦略室、国際標準化室に外部からスペシャリストを招聘し、体制を更に強化して、知的財産戦略の策定を進める。また特許研修やワークショップの開催を継続・フォローアップすることにより、研究の企画・立案段階から研究者自身が判断できるように、さらなるレベルアップを図る。 更に、国際標準化において、今後重点化すべき分野を絞り込むとともに、効果的な活動の支援方策を検討する。 育成者権の確実な保護のため、商標権、特許権、意匠権等による知財ミックス戦略を策定し、戦略に基づいた研究の企画・立案をサポートする体制を構築する。更に、重要品種の効果的な侵害対応を目指した早期の海外出願、育成品種・系統の海外流出防止を定めた利用許諾契約や共同研究契約の締結を進めるとともに、</p>

		対象品目・品種を拡大して逆輸入阻止のための DNA 鑑定技術開発を進める。
6 研究開発成果の社会実装の強化	<p>評定：B</p> <p><主務大臣からの指摘> 国民の認知度向上やコミュニケーションの充実は継続的な取組が重要であることから、引き続き広報活動の充実に向けたマネジメントの工夫を求める。</p> <p><国立研究開発法人審議会からの指摘> 研究成果の最大化にとって重要な項目であることから、成果の社会実装に向けた一層の取組強化を求める。また、広報活動について効果検証を進めながら、成果の社会的認知向上につながる取組の工夫を期待する。</p>	<p><平成 30 年度> 平成 30 年 10 月に広報の司令塔機能を強化するため広報部を設置して広報戦略室を新設した。また、理事長自らの記者会見やウェブサイトのリニューアルを通じて認知度向上に努めた。 成果の社会実装については、10 月に理事長直下に新設した産学連携室を司令塔として道筋の明確化を図った。農業界の隅々まで研究成果を普及し、大学や地方公共団体とともに地域創生のロールモデルを構築するため、産学連携コーディネーターや農業技術コミュニケーターの活動を強化するとともに、個々の活動を統括する地域ハブコーディネーターを配置し、それぞれの取組を全国展開する体制を構築した。また、インパクトのある研究成果をコアにビジネスモデルを構築し、産業界と連携して社会実装を推進するため、ビジネスコーディネーター制度を構築した。</p> <p><令和元年度> 一般向け広報に加え、産業界、農業界、公設試、大学等幅広い層での農研機構認知度向上のため、「農研機構技報」を創刊する。また、広報誌「NARO」の発行回数を年 4 回から 6 回に増やし、ウェブサイトでも多様な研究成果や研究現場の紹介、動画等の掲載を行い、情報発信をさらに強化する。更に、インパクトの大きいイベントでは、ストーリー性と一体感のある広報活動に戦略的に取り組む。 プレスリリースについては、内容をより充実させ、提供した情報について、マスメディアによる報道件数や取り上げ方、ウェブサイトに掲載した情報へのアクセス数、記事に対する反応等を事後評価・検証し、今後の広報活動等へ反映させる。 成果の社会実装については、地域農業研究センターの体制を強化するとともに農業技術コミュニケーター、産学連携コーディネーターと開発リーダーが理事や PD の下で一丸となって重点普及</p>

		成果の普及に取り組む。また、産業界と連携した社会実装を進めるため、全国のビジネスコーディネーターを統括する統括ビジネスコーディネーターを配置する。
7 行政部局との連携強化	<p>評価：A</p> <p><主務大臣からの指摘></p> <p>突発的な行政ニーズに迅速かつ機動的に対応することを継続し、そのために行政部局との日々の連携を図り、行政部局のニーズの把握に努めることが重要である。</p>	<p><平成30年度></p> <p>農林水産省各局幹部と農研機構理事長、副理事長、理事が定期的に意見交換する取組を開始し、大局的な観点で行政ニーズを把握し、農研機構の運営と行政部局との方向性を合わせた。また、東京連絡室を拡充し行政部局との窓口機能を付与した。また、災害対応や家畜疫病対応等の突発的なニーズに対しても迅速かつ機動的に対応した。</p> <p><令和元年度></p> <p>引き続き行政部局との連携を密に行い、災害対応や家畜疫病対応等の突発的なニーズに対しても迅速かつ効率的に対応する。</p>
8 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献	<p>評価：B</p> <p><主務大臣からの指摘></p> <p>引き続き、外部機関からの分析・鑑定依頼や国際機関等への派遣要請に対し、的確に対応することを求める。また、講習会・研修会については、より効果的な内容となるよう、研修生の満足度や意見等を把握しながら、必要に応じカリキュラム等の見直しを図っていくことが重要である。</p>	<p><平成30年度></p> <p>高い専門知識、技術等が必要とされる分析及び鑑定の実施や講習及び研修の開催、国際機関への専門家の派遣等への要請に対し、適切に対応した。</p> <p>講習会・研修会については、アンケート等による参加者の意見を元に、効率的な運営を行った。</p> <p><令和元年度></p> <p>外部からの分析及び鑑定依頼、国際機関への専門家の派遣要請等について、今後とも適切に対応していく。</p> <p>講習会・研修会については、満足度の高い講義を提供できるように、参加者によるこれまでの意見や運営体制を検証し、効果的な内容となるよう、必要に応じて見直しを図っていく。</p>
9-(1) 生産現場の強化	<p>評価：B</p> <p><主務大臣からの指摘></p> <p>更なる効果的な研究推進のため、生産現場の将来像や課</p>	<p><平成30年度></p> <p>研究開発においては、中長期目標達成に向けた進捗管理を行う</p>

<p>・経営力の強化</p>	<p>題に関する組織内外でのコミュニケーションを活発化し、課題間の連携強化や研究資源の重点化・効率的活用を求める。特に、ICT・スマート農業技術の創出に向けては、他セグメントや異分野の研究機関と広く連携を深めることによって、研究を加速させることが必要である。</p> <p><国立研究開発法人審議会からの指摘> 生産現場の生産性向上に向けて、育種研究と栽培・機械化研究の連携が重要であることから、課題間・セグメント間の連携を促すマネジメント強化を期待する。</p>	<p>ため、全中課題のロードマップを改訂し、開発技術の目標スペック及び実用化時期等を明確化した。その際、農業情報研究センター（以下農情研）、産学連携室（平成31年4月より事業開発室に名称変更）、知的財産部、広報部等の平成30年度10月に体制強化した部署との連携体制も明確化した。また、ドローン活用等、農研機構全体の共通課題をセグメントを跨いで実施する「横串プロジェクト」の仕組みを整備し、課題間・セグメント間の連携を強化した。</p> <p>地域農業の将来ビジョン（地域営農ビジョン）について、各大課題で検討を進め、素案を各地域のアドバイザーボードに提示して意見交換を行い、今後の研究開発の方向性に反映させていくこととした。</p> <p><令和元年度> 農情研との連携、平成30年度に体制を構築した「横串プロジェクト」の活用等により課題の推進を加速する。 ICT・スマート農業技術の創出に向けて、SIP第2期等による共同研究を推進し、セグメント間や異分野の研究機関との連携を進めている。また、策定した将来ビジョンについては、先行して中山間地域農業について、近畿中国四国農業試験研究推進会議に示した。</p> <p><平成30年度> 「課題間・セグメント間の連携」に向けては、理事裁量経費を用いて課題間の連携（具体的には大課題1と大課題6による高速高精度汎用播種機の開発と実証）による研究推進を誘導したほか、大課題1と大課題6とでICT技術を活用した「大区画圃場における凹凸計測および均平作業の自動化技術の開発」に取り組んだ。また、育種と栽培の課題間連携により、農研機構で育成した業務加工用水稲品種である「雪ごぜん」や「とよめき」の栽培マニュアルを公開した。さらに、反収900kg以上の多収米が安定的に収穫可能な小型汎用コンバイン用の多収米収穫キットを開発</p>
----------------	--	--

		<p>し、市販化された。</p> <p><令和元年度> 「課題間・セグメント間の連携」を強化するため、重点普及成果は、理事裁量や横串プロジェクト経費を重点投入し、責任 PD を明らかにして大課題間の連携を促進するとともに、セグメント横断的な研究開発の推進と成果の普及に取り組む。</p>
<p>9-(2) 強い農業の実現と新産業の創出</p>	<p>評定：A <主務大臣からの指摘> 課題間の連携・協力や課題の改善・見直し、研究資源の重点的な配分を進めるとともに、一部品種では民間導入促進も想定しながら、行政ニーズへの迅速な対応や過年度育成品種の普及拡大を期待する。また、バイオテクを活用した新品種の普及においては、国民全体の理解を醸成するよう引き続き情報発信および啓蒙活動に取り組むことが必要である。</p>	<p><平成 30 年度> 研究開発においては、中長期目標達成に向けた進捗管理を行うため、全中課題のロードマップを改訂し、開発技術の目標スペック及び実用化時期等を明確化・重点化して研究を進めた。その際、農業情報研究センター（以下農情研）、産学連携室（平成 31 年 4 月より事業開発室に名称変更）、知的財産部、広報部等（平成 30 年度 10 月に体制強化した部署）との連携体制も明確化した。また、ドローン活用等、農研機構全体の共通課題をセグメントを跨いで実施する「横串プロジェクト」の仕組みを整備し、課題間・セグメント間の連携を一層強化した。</p> <p>農林水産省の委託による稲高温登熟性標準品種の選定、及び、「カドミウム低吸収性イネ」「シロシストセンチウ抵抗性バレイショ」等行政ニーズの高い品種育成の加速等、行政ニーズに迅速に対応した。また、「主要農作物種子法」の廃止に対応して、民間との共同育成やゲノム育種支援を行い、業務加工用適性等民間企業のニーズに合う育成品種については、ステークホルダーによる新たなスキームを構築して、普及拡大への動きを加速した。</p> <p>バイオテク技術（遺伝子組換え技術、ゲノム編集技術等）を社会に受容してもらうためのアウトリーチ活動を、積極的に推進した。</p> <p><令和元年度> 農情研との連携、平成 30 年度に体制を構築した「横串プロジェクト」の活用等により課題の推進を加速する。また、理事長並</p>

		<p>びに理事の予算を活用し、研究資源配分のさらなる重点化を図る。</p> <p>行政ニーズに対応し、「カドミウム低吸収性」、「シロシストセンチュウ抵抗性」等の特性を導入した品種の開発や普及拡大に取り組むとともに、県や民間との共同品種育成やゲノム育種支援も引き続き実施する。過年度育成品種では、事業開発室、ABICとも連携し、「ダイズ難裂莢性品種群」や「もち性大麦品種」の普及拡大に取り組む。</p> <p>新技術の社会的受容の醸成について、昨年度採択されたSIPでの取組をはじめとするアウトリーチ活動を、昨年度に引き続き積極的に推進する。</p>
<p>9-(3) 農産物・食品の高付加価値化と安全・信頼の確保</p>	<p>評価：A</p> <p><主務大臣からの指摘></p> <p>引き続き研究管理の効率化を図りながら、醸造用ブドウなど新たな育種研究ニーズに対応する研究体制の整備・強化を図るとともに、「青いキク」など画期的成果の社会実装に向けた取組の加速化が求められる。また、高付加価値の重要な要素である香り研究の強化においては、関係機関とのネットワーク構築をはじめ、民間企業との連携強化が必要である。「輸出も含めたスマートフードチェーン」構築のための戦略策定とセグメントとしての役割分担の明確化が必要である。</p>	<p><平成30年度></p> <p>ロードマップを改訂して、予算や人員等の重点的な配分や配置を行い、醸造用ブドウのウイルスフリー品種の開発や台木の確保、「青いキク」の不稔化技術開発等、社会実装に必須な技術開発を加速化した。</p> <p>香り研究については機構内や民間企業との連携強化のため研究会等を開催した。</p> <p>スマートフードチェーン（以下SFC）構築のため九州沖縄経済圏SFC（以下九沖SFC）研究会を立ち上げ、戦略的なSFCへの取組を開始した。農研機構、産業界、公設試、大学等が連携して産業競争力強化、輸出拡大に向けた研究を行い、第二期SIPの成果等も取り込んでSFCを構築していく。</p> <p>現在はセグメントIIIを中心にSFCに取り組んでおり、農研機構全体へも展開していく。</p> <p><令和元年度></p> <p>醸造用ブドウの研究については、遺伝資源圃場におけるウイルス・ウイロイド保毒状況の調査を進め、ベクターの有無や種類、病原性に関する情報を収集するとともに、専用の試験圃場の整備に着手する。</p>

	<p><国立研究開発法人審議会からの指摘> 国際競争力のある農産物の開発に向けて、輸出市場や外国人観光客等のニーズを踏まえた研究開発を期待する。</p>	<p>「青いキク」については、社会実装に向け、不稔化技術の開発に取り組む。 香り研究については、AI 等を活用した香りの見える化技術の開発に関係機関と連携して取り組むとともに、大学、独法、民間企業等の講師を招いてセミナーを開催し、連携を深める。 SFC 構築については、農畜産物の産業競争力強化輸出促進に向けたインパクトのある研究プロジェクトを開始し、研究資源を重点配分して早期の成果創出を目指す。</p> <p><平成 30 年度> 国際競争力のある農産物の開発に向けて、ヨーロッパや東南アジアにおいて、現地展示会等での嗜好性調査、ソーシャルリスニング（SNS や口コミサイト上の投稿データを収集・分析し、消費者の意識・ニーズ等を把握するマーケティングリサーチ手法）による日本の農産物や食品に対する外国人の意識調査等を実施し、海外ニーズの把握と解析を行った。</p> <p><令和元年度> 国際競争力のある農産物の開発に向けて、追加の輸出対象国の消費者に対する嗜好性調査を実施し、昨年度実施した嗜好調査やソーシャルリスニングとあわせて、海外のニーズを踏まえた研究開発が可能となるよう、九沖 SFC や機構内外の輸出関連研究と連携する。</p>
<p>9-(4) 環境問題の解決・地域資源の活用</p>	<p>評定：A <主務大臣からの指摘> 引き続き、セグメントで定めたマネジメント方針（6ヶ条）のもと研究体制の強化を図るとともに、各課題の達成目標に照らした進捗管理を進めることで、体系的な研究成果の創出と社会実装を求める。</p>	<p><平成 30 年度> セグメントⅣでは、セグメント運営の基本方針であるマネジメント6ヶ条に、研究成果の社会実装を見込んだ研究推進、重点化方針に基づく選択と集中、自主的な意見交換会の奨励といった3つの方針を追加し、研究体制を強化した。また、中課題ごとに研究計画や達成目標等を整理した「研究ロードマップ」を作成し、進捗管理を徹底することで、研究成果の速やかな公表や体系的な研究成果の創出と社会実装の促進に取り組んだ。</p>

	<p><国立研究開発法人審議会からの指摘> 地図情報等データの提供システムについては、継続的な維持・管理を期待する。また、農業の多面的機能発揮に関する昨年度の指摘に対して、生物多様性利用グループを新設するなどの対応がなされている。今後は、多面的機能と関連付けた成果の発信や、他産業も含めた外部機関との連携強化などの取組を引き続き期待する。</p>	<p><令和元年度> 30年度に策定した、セグメント運営の基本方針であるマネジメント6ヶ条と3つの方針に加え、出口戦略を意識した研究推進、理事-大課題責任者-中課題責任者による進捗管理の徹底、農研機構のプレゼンス向上の3方針を追加し、研究体制の強化に取り組む。引き続き、「研究ロードマップ」に基づく進捗管理を進め、研究成果の速やかな公表や体系的な研究成果の創出と社会実装の促進に取り組む。</p> <p><平成30年度> メッシュ農業気象データ、土壌・昆虫・微生物インベントリー、ため池防災システム等のデータの提供システムについては、AIを使った画像診断等新規技術の導入によるデータの高度化や各種データの連携を図りつつ、継続的な維持・管理体制の整備に取り組んだ。農業の多面的機能と関連付けた成果については、生態系サービスの評価手法や、生物多様性を保全する持続的農業生産技術体系の開発等に取り組んだ。これらの研究課題については、農林水産省や環境省等の行政機関との連絡会議等を開催し、また研究機関・大学、食品や気象等の産業界と連携・協力しながらシンポジウム・研究会等を開催した。</p> <p><令和元年度> 栽培管理支援システム、土壌情報、ドローン利用技術等について、情報システムやコンテンツの広範な利用と開発技術の普及に向けた取組を進める。省力水管理システムやため池防災支援システム等のICT関連技術については共通プラットフォーム化を目指して取り組む。農業の多面的機能と関連付けた成果については、水田における環境保全型農業による生物多様性保全効果のマップ化を進め、農業者や行政向けに効果的な農法・管理法を提示できるシステムの開発につなげる。これらの研究課題については、引き続き、農林水産省や環境省等の行政機関との連絡会議等</p>
--	--	--

		を開催する中でシーズやニーズを把握するとともに、研究機関・大学、食品や気象等の産業界と連携・協力しながらシンポジウム・研究会等を開催して社会実装を促進するための取組を進めていく。
10 種苗管理業務の推進	<p>評定：B</p> <p><主務大臣からの指摘></p> <p>今後も行政部局や関係機関と密接に連絡調整を図り、適正な品種登録の実施、優良種苗の流通確保に向けた種苗管理業務の質の向上及び業務運営の効率化が実施されることを求める。</p>	<p><平成 30 年度></p> <p>原原種の需要見込量の早期把握、配布品種数の削減等によるばれいしょ原原種業務の効率化と品質向上を目指して農林水産省と「ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要綱」の改正の協議を行った。原原種配布先の黒あし病発生防止要望を踏まえ、北海道農業研究センターで開発された黒あし病高度診断技術を導入して効率的に検査が可能な体制を整えた。</p> <p><令和元年度></p> <p>適正な品種登録の実施のため、引続き農林水産省と連絡調整し、審査基準案や調査マニュアルの作成により、栽培試験の対象種の拡大及び試験の質の向上を図る。</p> <p>また、原原種配布先の黒あし病発生防止要望を踏まえ、昨年度の緊急研究の成果をもとに、新たに汚染源となり得るほ場周辺の雑草の除去、汚染源からの雨水がほ場に流入しないための明渠施工等の排水対策を実施する。</p> <p>併せて、種苗業者の検査ニーズを踏まえ、新たな病害検査法を研究部門と協力して確立する。</p>
11 農業機械化の促進に関する業務の推進	<p>評定：B</p> <p><主務大臣からの指摘></p> <p>平成 30 年から、これまで農業機械化促進法に基づき行っていた農業機械の安全性の検査や農業機械の研究開発については、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法を改正し、農研機構の業務として位置付けられたところであり、今後は、農研機構が実施主体となり、①国際流通に必要な基準に基づく農業機械の安全性の検査、②担い手や異分野メーカー等との連携により、国際競争性を</p>	<p><平成 30 年度></p> <p>平成 30 年度における農業機械化促進法の廃止及び農業競争力強化支援法の施行を受け、農作業安全の推進や将来を見据えた基礎・基盤技術研究を実施するため、民間企業・研究機関・農業者等の連携による国際競争性を有した農業機械の開発促進に向けた農業機械技術クラスターを設置した。</p> <p>また、安全性が確保された農業機械の開発・普及に資するため、今後、社会実装が見込まれる農業用ロボットを含めて必要な安全</p>

	<p>有した農業機械の開発に向けた試験研究等の業務を確実に実施する必要がある。</p> <p>特に、農業機械の安全設計の取組が引き続き促進されるよう、農業機械の安全性能を適正に評価する仕組みづくりに取り組むことが求められる。</p>	<p>装備の確認と利用環境の改善を促す、新たな安全性検査体制を構築した。</p> <p><令和元年度> ISO 関連規格に準じた農業用ロボットの安全機能性評価試験方法の確立を進めるとともに、農業用ドローンの散布性能評価の標準化、農作業用身体装着型アシスト装置に関する評価試験方法の開発など、新たな取り組みについても農研機構が実施主体として推進にあたる。</p>
<p>12 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進</p>	<p>評定：A <主務大臣からの指摘> 研究開発事業の公募開始から研究実施中の運営管理、研究終了後の成果の普及に留まらず、①優れた研究課題の提案を促すための恒常的な取組、②成果を普及するだけでなく、成果を活用した製品化・商品化など成果の社会実装に向けた取組の強化を期待する。</p>	<p><平成 30 年度> 事務所を全国からアクセスの利便性の高い川崎市へ移転した。 ①優れた研究課題の提案が増えるような取組として、研究機関・企業等（異業種の企業等にも対象を拡大）への訪問と提案の働きかけ、提案内容の水準向上に資する公募前説明会及び研修を実施した。 ②社会実装に向けた取組の強化として、川崎移転の PR と研究成果の紹介を行うフォーラムを開催するとともに、企業等からの相談に応じて成果や研究実施機関の紹介等を実施した。</p> <p><令和元年度> ①優れた研究課題の提案が増えるような取組として上記の取組を継続するとともに、新たに資金活用セミナーを開催する。 ②社会実装に向けた取組の強化として、新たに ・ロードマップ作成等の義務づけ ・恒常的に課題の運営管理を行う PD の配置による、課題の社会実装に向けた PDCA サイクルの徹底等 を実施する。</p>
<p>13 民間研究に係る特例業務</p>	<p>評定：B <主務大臣からの指摘> 繰越欠損金の解消に向けて、売上納付額を増加させるための更なる取組の強化が必要である。</p>	<p><平成 30 年度> 「繰越欠損金の解消に向けた計画」に基づき、外部専門家（中小企業診断士）による委託先への商品化・事業化の指導・助言等</p>

		<p>を実施した。更に、効果的なマネジメントを実施するため、新たに経営内容の分析に長けた専門家（公認会計士）を採用し、委託先の財務状況確認体制を強化した。</p> <p><令和元年度> 引き続き中小企業診断士による委託先への商品化・事業化の指導・助言等、公認会計士による委託先の財務状況の確認を実施し、繰越欠損金の解消を着実に進める。</p>
--	--	---

*1：主務大臣からの指摘は平成 29 年に係る業務の実績に関する評価書の<今後の課題>を、国立研究開発法人審議会からの指摘は、<審議会からの意見>を示す。

(3) II 業務運営の効率化に関する事項

評価項目	主な指摘事項*1	平成 30 及び令和元年度の運営、予算への反映状況
1 業務の効率化と経費の削減	<p>評定：B <主務大臣からの指摘> 今後も、経費の削減や、調達の合理化に向けた継続的な取組を求める。特に、一般管理費や業務経費については、現行の第 4 期中長期計画の最終年度（平成 32 年度）まで毎年度削減の数値目標が課されることから、業務に支障のないことに留意しつつ、さらなる削減に向けて適切に取り組む必要がある。</p>	<p><平成 30 年度> 運営費交付金を充当して行う事業について、契約方法及び業務仕様を見直すとともに、施設の減損及び除却など研究施設の集約化を加速し、業務の遂行に支障を来たさない範囲で、経費の削減を図った。 また、調達等合理化計画を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、研究現場の意見も踏まえた上で、引き続き調達等の合理化に取り組み、併せて、単価契約品目の拡充、複数年契約の活用等により経費削減に努めた。</p> <p><令和元年度> 引き続き運営費交付金を充当して行う事業について、業務の効率化及び研究資源の集約化を図る等により、業務の遂行に支障を来たさない範囲で、経費の削減を図る。 また、調達等合理化計画を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、研究現場の意見も踏まえた上で、引き続き調達等の合理化に取り組む。</p>
	評定：B	

<p>2 統合による相乗効果の発揮</p>	<p><主務大臣からの指摘> 組織・業務の再編については、統合による相乗効果が一層発揮されるよう継続的なフォローアップが必要である。業務の定期的な見直し・検討を行い、さらに効果的な改善が可能かどうかの検討を行うことを求める。 研究拠点及び研究施設・設備の集約については、研究資源集約化委員会において、引き続き研究拠点及び研究施設・設備の集約化に向けた検討を進め、具体的な計画を策定する必要がある。</p>	<p><平成 30 年度> 統合による相乗効果が発揮できる体制づくりのため、新たに組織委員会を設置し、組織・業務のあり方を継続的に検討する体制を構築した。 平成 29 年度に策定した施設集約化 5 か年計画のロードマップに基づき、研究資源集約化委員会の執行管理の下で個別施設毎に優先順位付けを行い、減損施設の縮小、RI 施設の計画的廃止、維持運営費の高額な施設の集約化等に着手した。</p> <p><令和元年度> 統合による組織運営上の相乗効果がより発揮されるよう、平成 30 年度に立ち上げた組織委員会を核として組織・業務の見直し・検討を継続的に行う。 また、組織改編に伴い委員構成を見直した研究資源集約化委員会において、集約化ロードマップを随時見直し、研究拠点及び研究施設・設備・機械の集約化、効率的な整備・保守管理に向けて具体的な年度計画を策定し、予算委員会と密接に連携して推進する。</p>
-----------------------	--	---

*1：主務大臣からの指摘は平成 29 年に係る業務の実績に関する評価書の<今後の課題>を示す。

(4) III 財務内容の改善に関する事項

評価項目	主な指摘事項*1	平成 30 及び令和元年度の運営、予算への反映状況
<p>財務内容の改善に関する事項</p>	<p>評定：B <主務大臣からの指摘> 第 4 期中長期計画の期間においては、運営費交付金を充当して行う事業について、毎年度、一般管理費では 3 % 以上、業務費では 1 % 以上の削減が求められていることから、引き続き、企業との資金提供型の共同研究の締結や、外部資金の獲得等に積極的に取り組むなど、多様な資金ルートを通じた研究資金の確保等により、財務内容の改善に努める必要がある。</p>	<p><平成 30 年度> 大型の競争的資金を戦略的に獲得するため、競争的資金獲得の担当理事を定めるとともに、当該理事の下に外部資金獲得プロジェクトチームを設置し、本部主導で大型の競争的資金に応募する体制を整えた。 また、理事主導のもと、ビジネスモデルの構築や交渉を支援する体制を強化し、職員の意識改革を図る等、引き続き外部資金の獲得に取り組み、自己収入の増加及び財務内容の改善に努めた。</p>

		<p><令和元年度></p> <p>競争的資金獲得を更に戦略的に進めるため、大型プロジェクト予算の情報収集や応募のサポートを行うプロジェクト獲得推進室を本部に新設し、体制を強化する。</p> <p>またビジネスコーディネーター等の活動を強化して、産業界との資金提供型共同研究を拡大する。</p> <p>更に、外部資金に関する事務手続きを一元的に担う外部資金課を新設し、知財戦略室や法務室と連携することで、委託研究、共同研究等の契約締結に関する支援体制を強化する。</p>
--	--	---

*1：主務大臣からの指摘は平成 29 年に係る業務の実績に関する評価書の<今後の課題>を示す。

(5) IV その他業務運営に関する重要事項

評価項目	主な指摘事項*1	平成 30 及び令和元年度の運営、予算への反映状況
<p>1 ガバナンスの強化</p>	<p>評価：B</p> <p><主務大臣からの指摘></p> <p>引き続き、コンプライアンス違反防止に継続的な取組を行うとともに、内部統制の徹底、情報セキュリティ対策の強化及び環境対策・安全管理の推進等の重要事項が組織全体に行き渡るよう、ガバナンスの強化に一層取り組む必要がある。</p>	<p><平成 30 年度></p> <p>コンプライアンス違反防止については、役職員間のコミュニケーションの促進、相談窓口制度によるコンプライアンス違反の早期発見・早期解決、コンプライアンスに関する教育・研修の充実強化等に継続的に取り組み、内部統制の強化を図った。</p> <p>情報セキュリティ対策については、政府統一基準群及び農林水産省セキュリティポリシーに準拠して 16 の手順書の策定を完了するとともに情報セキュリティ体制の役割別に教育や研修を行い、その実効性向上を図った。また、未知の不正プログラム検知技術を導入し、インシデント発生未然防止や被害拡大防止機能の高度化を進めた。</p> <p>環境対策については、農研機構が保有する燃料、農薬及び試薬等を管理するシステムにより、化学物質の排出や移動状況を監視し、計画的な化学物質の使用を行うことで、化学物質による環境負荷の低減と保全を図った。</p> <p>労働安全衛生に関しては、労災件数が増加傾向にあることから、労働安全週間を月間に拡大し、各事業場の活動のフォローアップを行い、本部が活動強化を主導して、PDCA サイクルをしつ</p>

		<p>かりと回し安全管理を推進した。</p> <p><令和元年度> コンプライアンス違反防止については、人員を増強して上記の取組を継続する。 情報セキュリティ対策については、昨年度の内閣サイバーセキュリティセンターによる監査を受けて作成した改善計画に即し、新たに複合機等の統一的な調達仕様を策定するとともに、本年度に予定されている組織改編に対応した情報セキュリティの体制を整備する。また、近年の外国人職員等の増加に対応して英語版の情報セキュリティ教材を用いた e-Learning を実施し、より幅広くにルールの浸透を図る。 薬品管理については、本部管理本部内に新設される安全衛生管理課が中心となって、農研機構全体で統一的に化学物質管理を進め、化学物質による環境負荷の低減と保全に努める。 労働安全衛生に関しては、引き続き労働安全月間の取組を継続するとともに、従前の業務災害を分析し、当該分析結果に基づいた発生防止対策の重点化を行うなどして、安全管理の推進を図る。</p>
<p>2 研究を支える人材の確保・育成</p>	<p>評価：B</p> <p><主務大臣からの指摘> 引き続き、多様な雇用形態による人材確保や、人材育成プログラムに基づく効果的な人材育成の取組、女性研究員の採用・管理職への登用について期待する。また、研究成果の社会実装への意識付けや効果的な人材育成の観点から、全ての研究職員を対象とした新たな人事評価システムが円滑に導入されるよう求める。</p> <p><国立研究開発法人審議会からの指摘> 男女共同参画推進に向けて、女性管理職割合の向上を図るため、将来管理職となる人材の確保と教育を含めた総合的な取組を進めることを期待する。</p>	<p><平成30年度> 雇用については、多様な方法で民間企業や他機関、外国からの採用・人事交流を行った。 研究職の人材育成については、平成30年10月に新設した農業情報研究センターを核としてITを中心とした研究能力の向上を図った。また、在外研究の経費負担の改善や年齢制限の緩和を行い、国際的に活躍できる人材の育成を積極的に行った。 女性研究者の採用・管理職への登用については、農研機構のダイバーシティ推進方針に基づき、女性の積極的採用（36.4%）、管理職への登用（9.5%）を行った。また、女性管理職割合のさらなる向上を図るため、引き続き、多様な職務経験の付与、キャリア相談会等による各自のキャリアアップ支援、セミナー等による職場風土醸成などからなる総合的な取組を進めた。</p>

		<p>研究職員の新たな人事評価システムについては、その円滑な導入に向けて、一部の研究管理職員を対象に試行した。</p> <p><令和元年度></p> <p>採用3年以内の若手研究職員について、専門技術や人脈を広げるための長期研修、農家研修、担当研究課題のプレゼン等多様な研修を集中的に行うことで幅広い視野を持った研究者の育成を進める。女性の採用割合は増加しているが、説明会におけるロールモデル集の配布など男女共同参画の進んだ職場であることを学生向けにアピールする等、女性の採用に向けて一層の努力をしていく。また、女性管理職割合の向上を図るため、キャリア形成に資する取り組みとして、育児・介護中の研究職員の支援制度、一時預かり保育室の運営、キャリア相談会、メンタリングプログラム、意識啓発セミナーを実施するとともに、多様な働き方により効率的に業務を遂行できるよう、新たな制度導入に向けて在宅勤務を試行する。</p> <p>研究職員の新たな人事評価システムについては、目標設定型の人事評価制度を研究管理職員に導入し、本格導入に向けた制度設計を確認する。</p>
--	--	--

*1：主務大臣からの指摘は平成29年に係る業務の実績に関する評価書の〈今後の課題〉を、国立研究開発法人審議会からの指摘は、〈審議会からの意見〉を示す。